

国会における審議等にかかる文書について

(行政文書の管理に関するガイドライン(平成 23 年4月1日内閣総理大臣決定)より抜粋)

(1) 業務単位での保存期間満了時の措置 ①

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了時の措置	
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(5)国会審議	国会審議文書(一の項へ)	20 年	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 ・内閣意見案 ・同案の閣議 請議書	移管
2	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(4)国会審議	国会審議文書(二の項二)	20 年(保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書(経済協力関係等で定型化し、重要性がないもの)については 30 年)	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録	移管(経済協力関係等で定型化し、重要性がないものは除く。)
15	予算及び決算に関する事項	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5 の項(2)及び(4)に掲げるものを除く)	⑤国会における決算の審査に関する文書(二十二の項ホ)	5年	・警告決議に対する措置 ・指摘事項に対する措置	以下について移管 ・財政法第 37 条第 1 項の規定による歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書 …(以下省略)…

21	国会及び 審議会等 における 審議等に 関する事 項	(1)国会審 議(1の項 から20の 項までに掲 げるものを 除く。)	国会審議文書 (二十九の項)	10年	・議員への説 明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録	以下について移管 ・大臣の演説に関 するもの ・会期ごとに作成さ れる想定問答
----	-------------------------------------------	----------------------------------------------------	-------------------	-----	-------------------------------------------------	-----------------------------------------------------

備考

一 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

国会審議文書 国会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された文書、国会において想定される質問に対する回答に関する文書その他の国会審議に関する文書

(2) 政策単位での保存期間満了時の措置

① 国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、1の基本的考え方に照らして、(1)①の表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。

(災害及び事故事件への対処)

激甚災害指定を受けた災害に関するもの、腸管出血性大腸菌O157 や新型コロナウイルス感染症など大流行により社会的な影響をもたらした感染症等に関するもの、...

...(以下省略)...